

身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。  
届出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

1. 届出者の情報

基礎年金番号										フリガナ <b>ネンキン イチロウ</b>		生年月日			性別	
1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	届出者氏名 <b>年金 一郎</b>	5:昭和 7:平成	年 4	月 9	日 1006	1:男 2:女
フリガナ <b>トウキョウト マルマルク シカクサンカク1-2-3</b>										2 連絡先電話番号 ( <b>12-3456-7890</b> )						
〒 <b>111-1111</b>										住所 <b>東京都●●区□△1-2-3</b>						

2. 現在の勤務先の登録事業所情報

3 掛金納付方法	4 登録事業所番号	登録事業所名称
①: 事業主払込 ②: 個人払込	1 2 3 4 5 6 7 8	フリガナ <b>カ) ネンキンシヨクヒンサービ</b> <b>(株) 年金食品サービス</b>

3. 変更後の企業年金制度等の加入状況

企業年金制度等の加入状況		拠出限度額 (月額)
<input type="checkbox"/>	00 他に企業年金制度なし (厚生年金にのみ加入)	23,000円
<input checked="" type="checkbox"/>	10 企業型確定拠出年金	20,000円
<input type="checkbox"/>	11 企業型確定拠出年金および厚生年金基金	12,000円
<input type="checkbox"/>	12 企業型確定拠出年金および確定給付企業年金	
<input type="checkbox"/>	13 厚生年金基金	
<input type="checkbox"/>	14 確定給付企業年金	
<input type="checkbox"/>	15 石炭鉱業年金基金	
<input type="checkbox"/>	16 企業型確定拠出年金および石炭鉱業年金基金	
<input type="checkbox"/>	50 国家公務員共済組合(長期)	
<input type="checkbox"/>	51 地方公務員共済組合(長期)	
<input type="checkbox"/>	52 私立学校教職員共済制度(長期)	
<input type="checkbox"/>	53 企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度(長期)	

  

掛金額区分 ※どちらかに○を付けてください	①: 掛金を毎月定額で納付します	毎月の掛金額	<b>20000</b> 円
	②: 納付月と金額を指定して納付します (「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください)		

- 基礎年金番号**
  - 年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
  - 基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。
- 連絡先電話番号**
  - 日中に問い合わせができる電話番号を記入してください。(携帯電話の電話番号も可能です。)
- 掛金納付方法**
  - 掛金の納付方法は事業主に確認してください。
- 登録事業所番号**
  - 申出者が共済組合員の場合は記入必須となります。
  - 登録事業所番号が不明な場合、人事、総務等担当者にお問い合わせください。

## ＜注意事項＞

- この届書は、同一事業所内で企業年金制度等の加入状況に変更があった場合に届け出る書類です。
- この届書で、企業年金制度等の加入状況の変更とあわせて掛金額の変更を行うことが可能です。
- 原則として毎月の掛金額は1/26引落(前年12月分)～12/26引落(11月分)の年1回のみ変更可能ですが、企業型年金制度等の加入状況の変更により、拠出限度額が増額または減額した場合は、掛金額の変更を行っても、年1回の変更には含みません。既に同年内に掛金額変更を行っていた場合でも申請可能です。
- 第2号加入者の方(共済組合員を除く)  
この届書の提出には、「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書(K-101A1号)」の添付が必須です。
- 共済組合員の方  
この届書の提出には、「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)(K-101B号)」の添付が必須です。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。(選択肢が、数字や記号の場合は○印を、□の場合はレ点を記入してください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 記入内容に不備があった場合は手続が遅延することがあります。
- 企業型確定拠出年金に加入している方は、年金手帳または基礎年金番号通知書などに記載された基礎年金番号、性別、生年月日が、企業型確定拠出年金の加入者向けWEBサイトに表示されている基礎年金番号、性別、生年月日と、一致していることを確認してください。
- 個人型年金と企業型確定拠出年金に同時加入し、企業型確定拠出年金の事業主掛金額が次のいずれかに該当する場合は、個人型年金の拠出限度額が引き下げられます。
  - ・事業主掛金額が35,000円以上(企業年金等に加入していない場合)  
個人型年金の拠出限度額は「20,000円-(事業主掛金額-35,000円)」
  - ・事業主掛金額が15,500円以上(企業年金等に加入している場合)  
個人型年金の拠出限度額は「12,000円-(事業主掛金額-15,500円)」
 (注) いずれの場合も上記の「個人型年金の拠出限度額」が5,000円未満の場合は、個人型年金の掛金は拠出できません。

身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。  
届出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

1. 届出者の情報

基礎年金番号										フリガナ <b>ネンキン イチロウ</b>		生年月日			性別	
1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	届出者氏名 <b>年金 一郎</b>	5:昭和 7:平成	年 4	月 9	日 1006	1:男 2:女
住所 フリガナ <b>トウキョウト マルマルク シカクサンカク 1-2-3</b> <b>〒111-1111</b>										連絡先電話番号 ( <b>12-3456-7890</b> )						
<b>東京都●●区□△1-2-3</b>																

2. 現在の勤務先の登録事業所情報

掛金納付方法	登録事業所番号	登録事業所名称
①: 事業主払込 ②: 個人払込	1 2 3 4 5 6 7 8	フリガナ <b>カ) ネンキンシヨクヒンサービス</b> <b>(株) 年金食品サービス</b>

3. 変更後の企業年金制度等の加入状況

変更後	5 企業年金制度等の加入状況		拠出限度額 (月額)
	<input type="checkbox"/>	00 他に企業年金制度なし (厚生年金にのみ加入)	23,000円
	<input checked="" type="checkbox"/>	10 企業型確定拠出年金	20,000円
	<input type="checkbox"/>	11 企業型確定拠出年金および厚生年金基金	12,000円
	<input type="checkbox"/>	12 企業型確定拠出年金および確定給付企業年金	
	<input type="checkbox"/>	13 厚生年金基金	
	<input type="checkbox"/>	14 確定給付企業年金	
	<input type="checkbox"/>	15 石炭鉱業年金基金	
	<input type="checkbox"/>	16 企業型確定拠出年金および石炭鉱業年金基金	
	<input type="checkbox"/>	50 国家公務員共済組合(長期)	
	<input type="checkbox"/>	51 地方公務員共済組合(長期)	
	<input type="checkbox"/>	52 私立学校教職員共済制度(長期)	
<input type="checkbox"/>	53 企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度(長期)		
6 掛金額区分 ※どちらかに○を付けてください	①: 掛金を毎月定額で納付します ②: 納付月と金額を指定して納付します (「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください)	7 千 円 毎月の掛金額 <b>20000</b>	

5 変更後の企業年金制度等の加入状況

該当する番号の□にレ点を記入してください。  
企業年金制度等の加入状況は「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書 (K-101A号)」  
または「第2号加入者に係る事業主の証明書 (共済組合員用) (K-101B号)」と同じ番号を選択してください。

6 掛金額区分

・掛金の納付は「0: 掛金を毎月定額で納付します」または「1: 納付月と金額を指定して納付します」のいずれかを選択し、該当する数字に○印を付けてください。  
・「1: 納付月と金額を指定して納付します」とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月異なる掛金額を納付する方法を指します。  
・「1: 納付月と金額を指定して納付します」を選択する場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届 (K-030号)」をあわせて提出してください。  
(企業型確定拠出年金に加入している方は、「1: 納付月と金額を指定して納付します」を選択することはできません。)

7 毎月の掛金額

- ・掛金額を毎月定額で指定する場合のみ記入してください。
- ・毎月の掛金額は5,000円～拠出限度額まで指定できます。
- ・掛金額は1,000円単位で指定して下さい。

◇第2号被保険者の方(共済組合員を除く)の拠出限度額

拠出限度額は企業年金制度等の加入状況、企業型確定拠出年金の事業主掛金額によって異なります。

- ① 拠出限度額: 23,000円  
00: 他に企業年金制度なし (厚生年金にのみ加入)

- ② 拠出限度額: 20,000円  
10: 企業型確定拠出年金

企業型確定拠出年金の事業主掛金額	個人型年金の拠出限度額
35,000円未満	20,000円
35,000円以上	55,000円-事業主掛金額 例) 55,000円-50,000円=5,000円

- ③ 拠出限度額: 12,000円  
11: 企業型確定拠出年金および厚生年金基金  
12: 企業型確定拠出年金および確定給付企業年金  
13: 厚生年金基金  
14: 確定給付企業年金  
15: 石炭鉱業年金基金  
16: 企業型確定拠出年金および石炭鉱業年金基金

企業型確定拠出年金の事業主掛金額	個人型年金の拠出限度額
15,500円未満	12,000円
15,500円以上	27,500円-事業主掛金額 例) 27,500円-20,000円=7,000円

◇共済組合員の方の拠出限度額

拠出限度額は企業年金制度等の加入状況、企業型確定拠出年金の事業主掛金額によって異なります。

- ① 拠出限度額: 12,000円  
50: 国家公務員共済組合員 (長期)  
51: 地方公務員共済組合員 (長期)  
52: 私立学校教職員共済制度 (長期)  
53: 企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度 (長期)

企業型確定拠出年金の事業主掛金額	個人型年金の拠出限度額
15,500円未満	12,000円
15,500円以上	27,500円-事業主掛金額 例) 27,500円-20,000円=7,000円

# 事業主の証明書(事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書)の記入要領



<申出者の方へ>  
 項番1~3をご記入のうえ、別添フローチャート(事業主個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況の確認)とともに事業主様へお渡しして証明の依頼を行ってください。  
 <事業主の方へ>  
 事業主様は項番4以降をご記入ください。この証明書は、個人型年金の加入者資格を証明するための重要な書類です。

・【事業主払込】を初めて実施する場合、事業主様は「個人型年金加入申出書」に掛金引落口座情報をご記入いただき加入申出書2枚目の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に金融機関印を押印してください。  
 ・別添フローチャートを必ず実施のうえ、項番5に該当する番号をご記入ください。  
 ・フローチャートにて「個人型年金への加入資格がありません」に該当した場合はその旨を申出者にお伝えいただき、署名なしで申出者に返却してください。  
 ・ご提出の際は「事業主控え」を切り離していただき、「事業主控え」は大切に保管

してください。  
 ・記入内容に不備があった場合は手続きが遅延することがあります。  
 ・氏名・住所に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合はJIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。  
 ・補正ができない場合は、該当部分が全てカタカナで登録されることがあります。

基礎年金番号 1234-567890 証明を受ける申出者氏名 年金 一郎

**事業主 個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況の確認**

- 事業主が、下記のフローで、個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況をご確認ください。
- 該当項目の□にはし点をご記入ください。
- 企業年金制度等の加入状況によって、個人型年金における拠出限度額が異なりますのでご確認ください。
- 加入資格がある場合は、2桁の数字(00~16)を左記の項目5の「企業年金制度等の加入状況」の番号欄にご記入ください。
- 厚生年金基金は企業年金制度の一つで、厚生年金とは別の制度になります。

事業所に企業型確定拠出年金制度があります。  
 ※事業所に企業型確定拠出年金制度がある場合でも、私立学校教職員共済制度(長期)を実施している場合は「□いいえ」にし点をご記入ください。

はい  いいえ

申出者は以下のいずれかに該当します。  
 ●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。  
 (※1) 厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金

はい  いいえ

申出者は共済組合員(※2)です。  
 (※2) 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者

はい  いいえ

申出者は企業型確定拠出年金の加入者です。

はい  いいえ

申出者は以下のいずれかに該当します。  
 ●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。  
 (※1) 厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金

はい  いいえ

企業型確定拠出年金について次のいずれか若しくは両方に該当します。  
 ●申出者がマッチング拠出を選択しています。  
 ●事業所の事業主掛金は年単位拠出になっています。

はい  いいえ

申出者は以下のいずれかに該当します。  
 ●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。  
 (※1) 厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金

はい  いいえ

厚生労働省・国民年金基金連合会から事業主の方へ  
 iDeCoの申込みには、法令に基づき事業主の証明が必要です。ご協力をお願いいたします。  
 ご不明な点がありましたら、下記まで。  
 Web: iDeCo公式サイト「申出者の方へ」

**提出は不要**

## 個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況の確認

・フローチャートの左上からスタートして、該当する各項目にし点をご記入ください。フローチャートの**ご提出は不要**です。(ご提出された場合は、当社にて破棄させていただきます。)本帳票は複写となっておりませんので、必要に応じてコピーをとり、申出者へお渡しいただきますようお願いいたします。

国民年金基金連合会 御中 届書コード 13062 事務処理センター用

### 事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
- 毎月の掛金額には上限があります。詳しくは記入要領をご確認ください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- お認め先の照会等により、事業主の記入欄を無断で作成・変更したと認められた場合、本加入(変更)手続きが取り消されることがあります。
- 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、わかりやすくご記入ください。
- 選択項目の□にはし点をご記入ください。

**1. 申出者の情報**

証明を受ける申出者氏名 年金 一郎

基礎年金番号 1234-567890

希望する掛金の納付方法  事業主払込  個人払込

**2. 掛金額区分**

掛金を下記の毎月定額で納付します。  納付月と金額を指定して納付します。

毎月掛金額 20000 円

別紙の「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください。

**3. 企業型確定拠出年金の加入状況** 企業型確定拠出年金に加入している方は以下の項目について確認のうえ、□にし点をご記入ください。

企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページの基礎年金番号、性別、生年月日が、年金手帳または基礎年金番号通知書の内容と一致しています。  
 個人型年金と企業型確定拠出年金を合計した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金の掛金額が自動減額されることを確認しました。

**4. 事業主の署名等**

郵便番号 123-4567 電話番号 12-3456-7890

事業所名称(カナ) マルマル(カ)

申出者について、個人型年金の加入者資格があることを証明し、「事業所登録」がない場合、この証明書の内容で登録を申請します。  
 証明日 令和 1年 12月 12日 ※3ヵ月以内有効

住所 東京都〇〇区△△1-23-456 □□ビル

事業所名称 〇〇株式会社  
 事業主名称(代表者肩書 氏名) (証明ご担当者名: 年金 三郎)

代表取締役 年金 太郎

※個人事業主の場合、事業主の住所および氏名を記入。

**5. 企業年金制度等の加入状況**

番号 00 別添のフローチャートを実施し、該当番号を左欄にご記入ください。  
 上記の番号が【10】【11】【12】【16】のいずれかに該当する場合は、□にし点をご記入ください。

申出者はマッチング拠出を選択していません。  
 事業所の事業主掛金は年単位拠出ではありません。

**6. 申出者を使用している厚生年金適用事業所の住所・名称等**

郵便番号 電話番号 - -

事業所名称(カナ)

住所

事業所名称

※「4. 事業主の署名等」と同一の場合、記入不要。

**7. 連合会への「事業所登録」の有無等**

「事業主払込」で登録済 事業主払込用登録事業所番号  
 「個人払込」で登録済 個人払込用登録事業所番号 12345678  
 いずれの登録もない  わからない

※事業所番号が不明な場合、空欄でも構いません。但し電子申請の場合は番号の記入が必須です。

市区町村コード 掛金納付方法  1:事業主払込  2:個人払込

**8. 掛金の納付方法** 必ずいずれかを選択してください。

①申出者が希望しているため、「事業主払込」とする。  
 ②申出者が希望しているため、「個人払込」とする。  
 ③申出者は「事業主払込」を希望しているが、「個人払込」とする。  
 ④申出者は「個人払込」を希望しているが、「事業主払込」とする。

左で③を選択した場合のみご記入ください。  
 「事業主払込」が困難な理由を選択してください。  
 ①「事業主払込」を行う体制が整っていないため。  
 ②その他( )

**9. 資格取得年月日**

退職手当等制度の種類	同制度の実施主体	同制度の根拠法令等
<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 09 04 01	①事業所で実施している退職手当等	事業主 所得税法第30条
<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	②中退共(中小企業退職金共済) 建退共(建設業退職金共済) 清退共(清酒製造業退職金共済) 林退共(林業退職金共済)	独立行政法人労働者退職金共済機構 中小企業退職金共済法
<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	③特退共(特定退職金共済契約)	特定退職金共済団体(例) 商工会議所 所得税法施行令第73条第1項第1号
<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	④社会福祉施設職員等退職手当共済	独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済法
<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	⑤外国の法令に基づく保険又は共済(退職を理由に支払われるもの)	外国保険業者等 所得税法施行令第72条第3項第8号

受付金融機関および事務処理センター使用欄

## 7. 連合会への「事業所登録」の有無等

・該当する□にし点をご記入ください。払込方法に応じた事業所番号をご記入ください。  
 ・登録の有無が不明な場合は「わからない」にし点をご記入ください。

## 8. 掛金の納付方法

・該当する番号の□にし点をご記入ください。  
 ・③に該当する場合は、「事業主払込」が困難な理由を選択(記入)し、□にし点をご記入ください。

## 9. 資格取得年月日

申出者が現時点で資格を有する場合のみ「資格取得年月日」をご記入ください。

## 1. 申出者の情報

・証明を受ける申出者氏名(漢字)をご記入ください。  
 ・年金手帳等を参照のうえ、基礎年金番号をご記入ください。番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。  
 ・希望する掛金の納付方法について、該当する□にし点をご記入ください。

## 2. 掛金額区分

・希望するいずれかの□にし点をご記入ください。  
 →【掛金を下記の毎月定額で納付します】を選択した場合は、毎月の掛金額を5,000円から拠出限度額(注)まで1,000円単位でご記入ください。  
 →【納付月と金額を指定して納付します】とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月異なる掛金額を納付する方法を指します。  
 選択した場合は「毎月の掛金額」を記入せず、「加入者月別掛金額登録・変更届」をあわせて提出してください。  
 企業型確定拠出年金に加入している方は選択できません。

(注)拠出限度額は、企業年金制度の加入状況、企業型確定拠出年金の事業主掛金額によって異なります。

・拠出限度額 23,000円	・拠出限度額 12,000円
00: 他に企業年金制度なし	11: 企業型確定拠出年金および厚生年金基金
・拠出限度額 20,000円	12: 企業型確定拠出年金および確定給付企業年金
10: 企業型確定拠出年金	13: 厚生年金基金
※企業型確定拠出年金の事業主掛金額が35,000円以上の場合は、以下に引き下げられます。	14: 確定給付企業年金
拠出限度額=55,000円-事業主掛金額	15: 石炭鉱業年金基金
	16: 企業型確定拠出年金および石炭鉱業年金基金
	※企業型確定拠出年金の事業主掛金額が15,500円以上の場合は、以下に引き下げられます。
	拠出限度額=27,500円-事業主掛金額

## 3. 企業型確定拠出年金の加入状況

企業型確定拠出年金に加入している方は、それぞれの項目を確認のうえ、□にし点をご記入ください。

## 4. 事業主の署名等

・郵便番号、電話番号、事業所名称カナ、証明日をご記入ください。  
 ・証明日の有効期限は3ヵ月です。受付日時時点で証明日より3ヵ月経過している場合事業主の訂正が必要となります。  
 ・住所、事業所名称、事業主名称(代表者肩書、氏名)をご記入ください。(ゴム印可)  
 ・(証明ご担当者名: )は、本証明をしていただいたご担当者名をご記入ください。

## 5. 企業年金制度等の加入状況

・左図のフローチャートを実施し、該当した番号をご記入ください。  
 ・加入状況の番号が【10】【11】【12】【16】のいずれかに該当した場合は、「申出者がマッチング拠出を選択していないこと」、「事業主掛金は年単位拠出でないこと」を確認のうえ、□にし点をご記入ください。

## 6. 申出者を使用している厚生年金適用事業所の住所・名称等

項番4に記載した事業主と厚生年金適用事業所が同一の場合は記入不要です。